

相愛大学競争的資金等の適正管理に関する規程

平成25年9月19日 制定
平成30年3月15日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、相愛大学（以下「本学」という。）における競争的資金等を適正に運営・管理するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、各省庁及び独立行政法人から配分される競争的資金（第3期科学技術基本計画において定義されている「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」）を中心とした公募型の研究資金及び、受託研究等の外部研究資金のことをいう。

(体制)

第3条 本学における競争的資金等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、及びコンプライアンス推進副責任者をおく。

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について、本学全体を統括する最終権限を持つとともに、最終責任を負う者で、学長をもってあてる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、副学長（研究担当）をもってあてる。
- (3) 副統括管理責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐する者で、大学事務局事務局長をもってあてる。
- (4) コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育、及び競争的資金等の執行・管理等に関して、実質的な責任と権限を持つ者で、副学長（研究担当）をもってあてる。
- (5) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐する者で、学部長等（共通教育センター長、総合研究センター長を含む。以下同じ。）、及び事務局長をもってあてる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、及び副統括管理責任者が責任を持って、競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止計画の策定・推進)

第4条 本学における競争的資金等に関する不正防止計画の策定・推進等の不正防止に向けた取り組みは、研究推進本部が行うものとする。

2 前項に定める不正防止計画等に関する事務は、大学事務局教学部教学課が中心となり、大学事務局総務部総務課、及び財務課が、連携協力して行うものとする。

(相談窓口)

第5条 本学における競争的資金等の使用手続き、及び事務処理手続き等に関する相談窓口を、大学事務局教学部教学課におく。

2 相談窓口は、競争的資金等の適正な運営・管理、及び効率的な研究遂行に資するよう適切な支援に努めるものとする。

(告発窓口)

第6条 本学における競争的資金等の不正使用等（以下「不正使用等」という。）に関する告発等（不正使用等を行った本人からの申し出等を含む。以下同じ。）告発の窓口（以下「窓口という。」）を、法人本部総務部総務課におく。

(告発等の方法)

第7条 告発等は、窓口で書面（ファックス、電子メールを含む。以下同じ。）電話、面談等により行うものとする。

2 告発等は、原則として、氏名を明らかにして行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 不正使用等を行ったとする研究者の氏名または研究グループの名称
- (2) 不正使用等の具体的内容

(窓口の対応)

第8条 窓口は、告発等を受付けたときは、速やかに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するとともに、告発等を受付けた旨を、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。

2 窓口は、第20条に定める調査結果が公表されるまで、告発者の氏名等、告発に関する情報の秘密保持に留意しなければならない。

(報道機関等の指摘)

第9条 統括管理責任者は、報道機関等から不正使用等が指摘された場合、告発等があったものと見なすことができる。また、匿名の告発等の場合で、その不正使用等に係る指摘内容の信憑性が高いと、統括管理責任者が認める場合も同様とする。

(調査)

第10条 最高管理責任者は、告発等を受けた場合、その内容の具体性、合理性等を確認し、受付けた日から30日以内に、当該調査を行うか、否かを決定する。

2 調査を行うことを決定した場合は、速やかに調査委員会を設置する。

3 統括管理責任者は、調査を行うことが決定した場合、その旨を告発者、被告発者に通知する。また、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合

は、当該資金配分機関（以下「配分機関」という。）に通知する。

- 4 統括管理責任者は、調査を行わないことを決定した場合、その理由を付して、告発者、被告発者に通知する。

（調査委員会）

第11条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 被告発者の所属する学部長等
 - (3) 大学事務局長
 - (4) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）3名
- 2 前項第4号の委員は、告発者及び被告発者と、直接の利害関係を有する者であってはならない。
 - 3 調査委員会に委員長をおき、統括管理責任者を持ってあてる。委員長は委員会を統括する。
 - 4 調査委員会に副委員長をおき、被告発者の所属する学部長等を持ってあてる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
 - 5 調査委員会の事務は、教学課が行う。

（委員の通知等）

第12条 統括管理責任者は、第10条第3項に定める通知を行うときは、合わせて、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けてから10日以内に、告発者及び被告発者は、理由を付して委員に関する異議申し立てをすることができる。
- 3 前項の異議申し立てがあった場合、統括管理責任者は、その理由等を審査し、妥当であると判断したときは、委員を交代させることができる。また、委員を交代させた場合は、告発者及び被告発者に通知するものとする。

（調査の方法等）

第13条 調査は、当該告発等において指摘された不正使用等に関する書類審査、及び関係者のヒアリング等により行うものとする。

- 2 統括管理責任者は、調査の実施に際し前項の調査方針等について、配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査に際して、告発者、被告発者、その他関係者は、誠実に協力しなければならない。また、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

（調査報告書）

第14条 調査委員会は、原則として設置後150日以内に、次の各号に掲げる事項についての認定を行い、調査結果をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 不正使用等が行われたか、否かについて
- (2) 不正使用等が行われたと認定した場合は、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について
- (3) 不正使用等が行われていないと認定した場合は、当該告発が悪意に基づくものであったか、否かについて

(調査結果通知)

第15条 統括管理責任者は、前条に定める調査報告書に基づきその結果を、告発者及び被告発者等(被告発者以外で不正使用等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする

(配分機関への報告等)

第16条 統括管理責任者は、告発等の受付けから210日以内に、調査結果、不正発生要因、被告発者が関わる他の競争的資金等の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。なお、それまでに調査が終了していない場合は、中間報告を行う。

- 2 調査中に不正使用等の事実が一部でも確認された場合、統括管理責任者は、配分機関に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、配分機関が求める進捗状況報告、資料の提出、現地調査に応じるものとする。但し、調査に支障があるなど正当な理由がある場合は、この限りではない。

(不服申立)

第17条 調査の結果、不正使用等が行われたと認定された被告発者等は、第14条の通知を受けてから30日以内に、統括管理責任者に対して不服申立てをすることができる。

- 2 調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定された告発者は、第14条に定める通知を受けてから30日以内に、統括管理責任者に対して不服申立てをすることができる。
- 3 第1項及び第2項の場合において、当該不服申立てをする者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内の期間であっても、同様の不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、不服申立てを受付けたとき、統括管理責任者は、関係者に、その旨を通知するとともに最高管理責任者に報告する。関係者とは、前条の定めにより通知を受けた者及び配分機関とする。

(不服申立の審査)

第18条 統括管理責任者は、前条第1項または第2項の不服申立てを受付けたとき、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

- 2 前項の審査を行う場合は、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、当該事案の再調査を行うか否かを、原則として10日以内に決定しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、前項の審査結果を最高管理責任者に報告するとともに、関係者に通知する。また、再調査を行うとの決定を行った場合は、先の調査結果を覆すに足る資

料の提出などの必要な協力を求め、告発者また被告発者等が必要な協力を行なわない場合、再調査を打ち切ることができる。

(再調査)

第19条 再調査の方法、報告書、結果通知については、第12条から第15条を準用して行うものとする。

- 2 前項の規程に関わらず、再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から、原則として50日以内に、調査結果を出すものとする。但し、第17条第2項に定める場合は、原則として30日以内に、調査結果を出すものとする。

(調査結果の公表等)

第20条 統括管理責任者は、不正使用等が行われた旨の調査報告である場合、次の事項を公表する。但し、公表の時期は不服申立ての期間等を勘案して決定するものとする。

- (1) 不正使用等に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正使用等の内容及び不正使用相当額
 - (3) 統括管理責任者または調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 統括管理責任者は、不正使用等が行われていない旨の調査報告である場合、原則として、公表は行わないものとする。但し、公表までに当該事案が本学外部に漏えいしていた場合は、次の事項を公表する。
 - (1) 不正使用等が行われていないこと
 - (2) 被告発者の所属及び氏名
 - (3) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (4) 調査の方法、手順等
 - (5) その他必要と認める事項
 - 3 統括管理責任者は、当該告発等が悪意によるものである旨の調査報告である場合、告発者等の所属及び氏名を公表する。
 - 4 第2項から第3項に定める公表を行う場合は、不服申し立て期間等を勘案して行うものとする。
 - 5 統括管理責任者は、当該公表する内容に学生が含まれている場合、当該事案に応じて、適切に配慮するものとする。

(調査中における一時的措置)

第21条 統括管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、その調査報告を受けるまでの間、被告発者の当該研究費の執行停止など必要な措置を講じることができる。

(認定後の措置)

第22条 統括管理責任者は、不正使用等が行われた旨の調査報告である場合、前条の規

定により講じられた研究費の執行停止、および不正使用が行われた研究費の一部または全部の弁償などの措置を行うことができる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用等が行われていない旨の調査報告である場合、前条の規程により講じられた措置を解除するとともに、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者、または関係機関に周知するなど被告発者の名誉を回復する措置、及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 前2項に規定する措置の実施時期は、不服申し立ての期間等を勘案して決定するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 学長及び学部長等は、告発等（告発等に関する相談を含む）をしたことを理由として、当該告発者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長及び学部長等は、単に告発等があったことをもって、被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密保持)

第24条 不正使用等に関する窓口及び調査関係者等は、当該事案に係る公表された内容以外の業務上知り得たことを、他に漏らしてはならない。

(処分)

第25条 学長は、不正使用等を行った者及びそのことに関与した者、または悪意に基づく告発等を行った者に、就業規則等に基づき、必要な処分を行うものとする。

- 2 当該事案に関して管理・監督の職にある者が、その職務の遂行に適正を欠いたと認められる場合は、就業規則等に基づき、必要な処分を行うものとする。
- 3 不正使用等に関与した業者については、「学校法人相愛学園固定資産及び物品調達規程」第19条に基づき、必要な処分を行うものとする。

(経費管理・執行等)

第26条 本学における競争的資金等の管理及び執行については、本学の「学校法人相愛学園経理規程」等の会計関係規程に定めるとおりとする。

(内部監査)

第27条 競争的資金等の適正な運営・管理を図るため、内部監査室は、内部監査を行うものとする。

(事務)

第28条 この規程に関する事務は、教学課が行う。

(その他)

第29条 競争的資金等の運営・管理等に関しては、この規程に定めるもののほか、「研

究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）」に基づいて行うものとする。

（規程の改廃）

第30条 この規程の改廃は、研究推進本部及び大学評議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年9月19日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。